

医療用ウィッグの展示に関する覚書

地方独立行政法人 市立大津市民病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、同院患者相談支援室が実施するがん相談事業の一環である医療用ウィッグの展示に関し、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 甲及び乙は、別紙「医療用ウィッグ展示に関する実施要領」に従い、本展示を実施するものとする。
- 2 乙は、展示用の医療用ウィッグ（以下「展示物」という。）、展示物のカタログ、ディスプレイポキップ及び展示物のスタンドを無償で甲に提供・貸与し、定期的に展示物の更新及びメンテナンスを行う。
- 3 甲は、展示物について、開院日の午前9時に保管場所から搬出して展示場所に設置し、午後4時に保管場所に収納する。
- 4 展示物の保管場所は、本館棟2階患者相談支援室執務室又は相談室とし、展示場所は、本館棟2階患者相談支援室前とする。
- 5 展示物の盗難・紛失対策、汚染・破損にかかる交換費用及びメンテナンス費用については、全て乙が負担する。
- 6 甲は、業務上必要と判断した場合は、展示期間・展示場所等を変更することができる。
- 7 甲は、業務上必要と判断した場合は、本覚書を解除し、展示を中止することができる。
- 8 本覚書は、有効期間を令和5年1月20日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間、同条件で更新するものとする。その更新は、4回まで行うことができる。
- 9 本覚書に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

大津市本宮二丁目9番9号

甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院
理事長 河内 明宏

〇〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇